

# 平成30年度税制改正大綱 ～所得税～

平成30年税制改正大綱が、公表されました。

その改正内容のうち、所得税の改正の概要についてお知らせいたします。

働き方の多様化を踏まえ、特定の働き方だけでなく、様々な形で働く人をあまねく応援し、働き方改革を後押しする観点から、骨太の方針・与党大綱を踏まえ見直し。所得税は家計に直結する税制。負担の急激な変動を避けるとともに、子育て世代等に配慮。また、準備期間を十分に確保するため、平成32年1月から施行

- 給与所得控除・公的年金等控除から基礎控除へシフト
- 高所得者について給与所得控除を引下げ（子育て世帯・介護世帯へ配慮）
- 年金以外に特に高額の副収入がある者について公的年金控除を引下げ
- 特に高額の所得がある者について基礎控除を減・消失

## (1) 給与所得控除等

- ① 給与所得控除について、次の見直しを行う。
  - イ 控除額を一律 10 万円引き下げる。
  - ロ 給与所得控除の上限額が適用される給与等の収入金額を 850 万円、その上限額を 195 万円に引き下げる。
- ② 上記①の見直しの結果、給与所得控除額は次のとおりとなる。

給与等の収入金額	給与所得控除額
162.5 万円以下	55 万円
162.5 万円超 180 万円以下	その収入金額 × 40% - 10 万円
180 万円超 360 万円以下	その収入金額 × 30% + 8 万円
360 万円超 660 万円以下	その収入金額 × 20% + 44 万円
660 万円超 850 万円以下	その収入金額 × 10% + 110 万円
850 万円超	195 万円

- ③ 特定支出控除について、次の見直しを行う。
  - イ 特定支出の範囲に、職務の遂行に直接必要な旅費等で通常必要と認められるものを加える。
  - ロ 特定支出の範囲に含まれている単身赴任者の帰宅旅費について、1 月に 4 往復を超えた旅行に係る帰宅旅費を対象外とする制限を撤廃するとともに、帰宅のために通常要する自動車を使用することにより支出する燃料費及び有料道路の料金の額を加える。
- ④ 上記①の見直しに伴い、給与所得の源泉徴収税額表（月額表、日額表）、賞与に対する源泉徴収税額の算出率の表、年末調整等のための給与所得控除後の給与等の金額の表等について所要の措置を講ずる。

## (2) 公的年金等控除

- ① 公的年金等控除について、次の見直しを行う。
  - イ 控除額を一律 10 万円引き下げる。
  - ロ 公的年金等の収入金額が 1,000 万円を超える場合の控除額については、195 万 5 千円の上限を設ける。
  - ハ 公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額が 1,000 万円を超え 2,000 万円以下である場合の控除額を上記イ及びロの見直し後の控除額から一律 10 万円、公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額が 2,000 万円を超える場合の控除額を上記イ及びロの見直し後の控除額から一律 20 万円、それぞれ引き下げる。
- ② 上記①の見直しの結果、公的年金等控除額は次のとおりとなる。
  - イ 公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額が 1,000 万円以下である場合、次の（イ）の定額控除の額及び次の（ロ）の定率控除の額の合計額（その合計額が次の（ハ）の最低保障額に満たない場合には、次の（ハ）の最低保障額）
    - （イ）定額控除 40 万円
    - （ロ）定率控除
      - （50 万円控除後の公的年金等の収入金額）
      - 360 万円以下の部分 25%
      - 360 万円を超え 720 万円以下の部分 15%
      - 720 万円を超え 950 万円以下の部分 5%
    - （ハ）最低保障額
      - 65 歳未満 60 万円
      - 65 歳以上 110 万円
  - ロ 公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額が 1,000 万円を超え 2,000 万円以下である場合、次の（イ）の定

額控除の額及び次の（ロ）の定率控除の額の合計額（その合計額が次の（ハ）の最低保障額に満たない場合には、次の（ハ）の最低保障額）

（イ）定額控除 30 万円

（ロ）定率控除

（50 万円控除後の公的年金等の収入金額）

360 万円以下の部分 25%

360 万円を超え 720 万円以下の部分 15%

720 万円を超え 950 万円以下の部分 5%

（ハ）最低保障額

65 歳未満 50 万円

65 歳以上 100 万円

ハ 公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額が 2,000 万円を超える場合

次の（イ）の定額控除の額及び次の（ロ）の定率控除の額の合計額（その合計額が次の（ハ）の最低保障額に満たない場合には、次の（ハ）の最低保障額）

（イ）定額控除 20 万円

（ロ）定率控除

（50 万円控除後の公的年金等の収入金額）

360 万円以下の部分 25%

360 万円を超え 720 万円以下の部分 15%

720 万円を超え 950 万円以下の部分 5%

（ハ）最低保障額

65 歳未満 40 万円

65 歳以上 90 万円

### (3) 基礎控除

（国 税）

① 基礎控除について、次の見直しを行う。

イ 控除額を一律 10 万円引き上げる。

ロ 合計所得金額が 2,400 万円を超える個人についてはその合計所得金額に応じて控除額が逡減し、合計所得金額が 2,500 万円を超える個人については基礎控除の適用はできないこととする。

② 上記①の見直しの結果、基礎控除の額は次のとおりとなる。

イ 合計所得金額が 2,400 万円以下である個人 48 万円

ロ 合計所得金額が 2,400 万円を超え 2,450 万円以下である個人 32 万円

ハ 合計所得金額が 2,450 万円を超え 2,500 万円以下である個人 16 万円

③ 上記①の見直しに伴い、年末調整において基礎控除の適用を受ける場合に合計所得金額の見積額を申告する等の所要の措置を講ずる。

（地方税）

① 基礎控除について、次の見直しを行う。

イ 控除額を一律 10 万円引き上げる。

ロ 前年の合計所得金額が 2,400 万円を超える所得割の納税義務者についてはその前年の合計所得金額に応じて控除額が逡減し、前年の合計所得金額が 2,500 万円を超える所得割の納税義務者については基礎控除の適用はできないこととする。

② 上記①の見直しの結果、基礎控除の額は次のとおりとなる。

イ 前年の合計所得金額が 2,400 万円以下である所得割の納税義務者 43 万円

ロ 前年の合計所得金額が 2,400 万円を超え 2,450 万円以下である所得割の納税義務者 29 万円

ハ 前年の合計所得金額が 2,450 万円を超え 2,500 万円以下である所得割の納税義務者 15 万円

③ 上記①の見直しに伴い、前年の合計所得金額が 2,500 万円を超える所得割の納税義務者については、地方税法第 37 条及び第 314 条の 6 に規定する調整控除を適用しないこととする等の所要の措置を講ずる。

### (4) 所得金額調整控除

（国税・地方税）

① その年の給与等の収入金額が 850 万円を超える居住者で、特別障害者に該当するもの又は年齢 23 歳未満の扶養親族を有するもの若しくは特別障害者である同一生計配偶者若しくは扶養親族を有するものの総所得金額を計算する場合には、給与等の収入金額（その給与等の収入金額が 1,000 万円を超える場合には、1,000 万円）から 850 万円を控除した金額の 10% に相当する金額を、給与所得の金額から控除する。

- ② その年の給与等の収入金額から給与所得控除額を控除した残額（以下「給与所得控除後の給与等の金額」という。）及び公的年金等の収入金額から公的年金等控除額を控除した残額（以下「公的年金等に係る雑所得の金額」という。）がある居住者で、給与所得控除後の給与等の金額及び公的年金等に係る雑所得の金額の合計額が 10 万円を超えるものの総所得金額を計算する場合には、給与所得控除後の給与等の金額（給与所得控除後の給与等の金額が 10 万円を超える場合には、10 万円）及び公的年金等に係る雑所得の金額（公的年金等に係る雑所得の金額が 10 万円を超える場合には、10 万円）の合計額から 10 万円を控除した残額を、給与所得の金額から控除する。
- ③ 上記①の所得金額調整控除は、年末調整において、適用できることとする。
- ④ 公的年金等に係る確定申告不要制度における公的年金等に係る雑所得以外の所得金額を算定する場合には、上記②の所得金額調整控除を給与所得の金額から控除する等の所要の措置を講ずる。

## (5) 青色申告特別控除

（国税・地方税）

- ① 取引を正規の簿記の原則に従って記録している者に係る青色申告特別控除の控除額を 55 万円（現行：65 万円）に引き下げる。
- ② 上記①にかかわらず、上記①の取引を正規の簿記の原則に従って記録している者であって、次に掲げる要件のいずれかを満たすものに係る青色申告特別控除の控除額を 65 万円とする。
- イ その年分の事業に係る仕訳帳及び総勘定元帳について、電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律に定めるところにより電磁的記録の備付け及び保存を行っていること。
- ロ その年分の所得税の確定申告書、貸借対照表及び損益計算書等の提出を、その提出期限までに電子情報処理組織（e-Tax）を使用して行うこと。
- （注）平成 32 年分の事業に係る仕訳帳及び総勘定元帳の備付けを開始する日に、これらの帳簿の電磁的記録による備付け及び保存に係る承認を受けていない場合において、同年中の日であってその承認を受けてこれらの帳簿の電磁的記録による備付けを開始する日から同年 12 月 31 日までの間におけるこれらの帳簿の電磁的記録による備付け及び保存を行っているときは、同年分の 65 万円の青色申告特別控除の適用における上記（5）②イの要件を満たすこととする等の所要の措置を講ずる。

## (6) 上記（1）から（5）までの見直しに伴う所要の措置

（国 税）

- ① 同一生計配偶者及び扶養親族の合計所得金額要件を 48 万円以下（現行：38 万円以下）に引き上げる。
- ② 源泉控除対象配偶者の合計所得金額要件を 95 万円以下（現行：85 万円以下）に引き上げる。
- ③ 配偶者特別控除の対象となる配偶者の合計所得金額要件を 48 万円超 133 万円以下（現行：38 万円超 123 万円以下）とし、その控除額の算定の基礎となる配偶者の合計所得金額の区分を、それぞれ 10 万円引き上げる。
- ④ 勤労学生の合計所得金額要件を 75 万円以下（現行：65 万円以下）に引き上げる。
- ⑤ 家内労働者等の事業所得等の所得計算の特例について、必要経費に算入する金額の最低保障額を 55 万円（現行：65 万円）に引き下げる。
- ⑥ 非居住者の公的年金等について、分離課税の対象となる金額等の算定における控除額計算の基礎となる額を、65 歳未満の者については 5 万円（現行：6 万円）に、65 歳以上の者については 9 万 5 千円（現行：10 万円）に、それぞれ引き下げる。
- ⑦ その他所要の措置を講ずる。

（地方税）

- ① 同一生計配偶者及び扶養親族の前年の合計所得金額要件を 48 万円以下（現行：38 万円以下）に引き上げる。
- ② 配偶者特別控除の対象となる配偶者の前年の合計所得金額要件を 48 万円超 133 万円以下（現行：38 万円超 123 万円以下）とし、その控除額の算定の基礎となる配偶者の前年の合計所得金額の区分を、それぞれ 10 万円引き上げる。
- ③ 勤労学生の前年の合計所得金額要件を 75 万円以下（現行：65 万円以下）に引き上げる。
- ④ 障害者、未成年者、寡婦及び寡夫に対する個人住民税の非課税措置の前年の合計所得金額要件を 135 万円以下（現行：125 万円以下）に引き上げる。
- ⑤ 個人住民税均等割の非課税基準を、35 万円に本人、同一生計配偶者及び扶養親族の合計数を乗じて得た金額に 10 万円を加えた金額（同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、その金額に 21 万円を加えた金額）とする。
- また、個人住民税所得割について、前年の所得の金額が 35 万円に本人、同一生計配偶者及び扶養親族の合計数を乗じて得た金額に 10 万円を加えた金額（同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、その金額に 32 万円を加えた金額）以下の者を非課税とする。
- ⑥ 家内労働者等の事業所得等の所得計算の特例について、必要経費に算入する金額の最低保障額を 55 万円（現行：65 万円）に引き下げる。
- ⑦ その他所要の措置を講ずる。

（注）上記(1)から(6)の改正は、平成 32 年分以後の所得税及び平成 33 年度分以後の個人住民税について適用する。